

町営住宅入居者募集規定

1 募集团地

団地名	建設年度	所在地	構造	間取り	募集戸数	家賃月額
H22 有田大山団地 (1号、3号、4号)	平成 22 年度	有田 478 番地 9	木造 平屋建て	3DK	3	13,500 円～ 26,500 円
前地西団地 (C07 号)	平成 26 年度	和深 453 番地 10	木造 平屋建て	2LDK	1	11,200 円～ 22,000 円
上田ノ岡第 2 団地 (A02 号)	平成 27 年度	和深 596 番地 15	木造 平屋建て	2LDK	1	11,300 円～ 22,300 円

◎敷金・・・家賃月額の 3 ヶ月分 ◎入居可能日・・・3 月下旬以降

※浄化槽保守料、清掃料と ZTV 利用料（視聴料、工事代）が、別途必要となります。

2 申込み等の日程

(1) 申込用紙の配布

期 間	令和 7 年 1 月 1 4 日（火曜日）～令和 7 年 1 月 2 7 日（月曜日） ※ただし、土・日曜日、祝日は除きます。
時 間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
場 所	総務課（役場 2 階）、住民課（役場 1 階）で配布します。また、配布場所まで行くことが困難な場合など、ご希望があれば郵送します。 （総務課までご連絡ください） ※町ホームページからダウンロードしていただくことも可能です。

(2) 申込みの受付

期 間	令和 7 年 1 月 1 4 日（火曜日）～令和 7 年 1 月 2 7 日（月曜日） ※ただし、土・日曜日、祝日は除きます。
時 間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
場 所	総務課（役場 2 階） ※旧古座分庁舎（ソラミル）や郵送での受付はしていません。 ご注意ください。

3 選定方法・抽選会日程

応募締切後、申込み資格を調査のうえ応募者が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。また、応募がなかった団地については、次回（時期未定）の募集時に再度募集を行います。

※ 申込み資格の調査により、申込み資格のない方又は資格が確認できない方は失格となることがあります。（この場合、町営住宅に入居できません。）

○抽選会日程

日 時	令和7年2月12日（水曜日） 午後1時30分～
場 所	串本町役場 2階 会議室4

★優先選考対象世帯への優遇措置について

高齢者や障がい者等、特に居住の安定を図る必要がある世帯については、抽選くじを2つ割当て当選倍率を優遇します。

※ 優先選考理由が重複しても、くじは2つとなります。

※ 1戸の住宅に対して応募者全員が優先選考対象世帯の場合は、当選倍率が同じになるため、くじの割当ては1つとなります。

優先選考の対象となる世帯

(1) 高齢者世帯・入居しようとする世帯の中に60歳以上の高齢者がいる世帯

(2) 子育て世帯等（次のいずれかにあてはまる世帯）

子育て世帯	小学校就学前の子どもがいる世帯
ひとり親世帯	配偶者（婚姻の予定及び内縁の配偶者を含む）がいない人で、20歳未満の扶養親族がある世帯
多子世帯	3人以上の扶養親族（18歳未満に限る）と現に同居し、又は同居しようとする世帯

(3) 障がい者世帯等（入居しようとする世帯の中に次のいずれかに該当する人がおられる場合）

身体障がい者	身体障害者手帳の交付を受けている人
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
知的障がい者	療育手帳の交付を受けている人

(4) 引揚者世帯

(5) DV被害者世帯

(6) 生活保護世帯

(7) 犯罪被害者等世帯

4 申込み資格【次の（１）～（６）の項目全てに該当すること。】

- (1) 串本町内に住所又は勤務先を有する者。
- (2) 同居しようとする親族があり、本人を含めて2人以上の世帯であること。但し、老人、身体障がい者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者として条例で定める者については単身で入居することができる。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者。【原則として、持ち家のある方や現在公営住宅に入居している方（世帯分離し、独立される方を除く）は申込できません。】
- (4) 町税等の滞納がないこと。
- (5) 本人及び同居者の所得を加算し、控除額を差し引いた後に12で割った額が158,000円以内（裁量世帯は214,000円以内）であること。
 - ※ ① 令和6年度（令和5年1月～12月）の所得です。
 - ② 年間所得金額とは、給与所得者は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者は、「事業所得の額」です。
 - ③ 扶養親族数は、所得税法第2条第1項第33号及び34号に規定する配偶者又は扶養親族です。
 - ④ 控除額は、扶養親族数（本人を除く）×38万円です。また、他の控除（障害者控除等）が受けられる場合もありますので、詳細については、総務課住宅係までお問い合わせください。
 - ⑤ 裁量世帯の世帯要件について、詳しくは総務課住宅係までお問い合わせください。
- (6) 本人及び同居人が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

5 申し込み必要書類

(1) 町営住宅入居申込書

(2) 収入証明書

①課税証明書（令和6年度【令和5年分の収入】・入居予定者全員のもの）

※ ただし、年度途中就職者又は転職者については、雇用者が月別の総支払金額を証明したもの（源泉徴収票など）

※ 所得のあるなしに関わらず、学生以外の入居予定者全員分の収入証明が必要です。

(3) 町税等納付状況調査同意書

- (4) 住民票・・・入居予定者全員分の住民票（住民票謄本）
- (5) 婚約証明書・・・申込み日より3カ月以内に結婚することが確実であり、それを証明したもの。（該当者のみ）
- (6) その他

身体障がい者	身体障害者手帳の写し
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の写し
知的障がい者	療育手帳の写し
DV被害者	裁判所の保護命令決定書の写し等
生活保護受給者	保護決定通知書又は福祉事務所長の証明
犯罪被害者等	総務課までお問い合わせください

- (7) マイナンバー（個人番号）について

（2）収入証明書（①課税証明書）、（4）住民票については、町営住宅入居申込書にマイナンバー（個人番号）をご記入いただくことで、提出を省略できます。

6 その他留意すべき事項

- (1) 申込みは、一世帯につき1戸のみで、複数の住戸に申し込むことはできません。
- (2) 入居予定者は、その権利を他の人に譲ることはできません。
- (3) 申込みにあたり、不正や指示に従わない場合は、申込み及び入居を取り消します。
- (4) 犬（身体障がい者補助犬を除く）・猫などペットを飼育することはできません。
- (5) 申込み必要書類の受付後、4 申込み資格の審査により失格となることがあります。（この場合、町営住宅に入居できません。）
- (6) 入居決定の際には、緊急連絡人2名及び家賃3カ月分の敷金が必要となります。

※ その他詳細については、

〒649-3592 串本町サンゴ台 690 番地 5

串本町役場 総務課 住宅係（TEL0735-62-0555）までお問い合わせください。

※ 町営住宅は、家賃を低く設定しておりますので、生活に支障がない程度の必要最小限の修繕となっております。ご了承ください。